

**改正**

令和 五年 四月 一日規則第三三号

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

**第一条** この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）及び岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第二条** この規則における用語の意義は、法、省令及び条例に定めるところによる。

(書類の経由)

**第三条** 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出すべき書類は、建築等又は利用をしようとする畜舎等の所在地を所管する農林事務所長を経由して提出するものとする。

(交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定の申請)

**第四条** 省令第四十八条第二項又は条例第六条ただし書若しくは第七条ただし書の規定による交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ避難及び通行の安全が確保されることを示した図書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは、別記第二号様式による認定通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしないときは、別記第三号様式による不認定通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

(交通上及び安全上支障がないことの認定の申請)

**第五条** 条例第八条ただし書の規定による交通上及び安全上支障がないことの認定を受けようとする者は、別記第四号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ通行の安全が確保されることを示した図書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは、別記第五号様式による認定通知書に、同項の申請書の副本

及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

- 3 知事は、第一項の認定をしないときは、別記第六号様式による不認定通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請書に添付する図書)

**第六条** 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号（特例畜舎等にあつては、第三号を除く。）に掲げる図書その他知事が必要と認める図書とする。

一 法第三条第三項第一号の規定に適合することの確認に必要な図書

二 法第三条第三項第三号の建築士について、その資格の確認に必要な図書

三 法第三条第三項第四号の規定に適合することについて、審査機関（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると知事が認める者をいう。次項において同じ。）が確認したことを証する図書（別記第七号様式）

四 省令第六十三条第三号の避難経路及び同条第四号の避難口（同号ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）を示した図書

- 2 前項第三号の規定による確認を受けようとする者は、別記第八号様式による依頼書に、審査機関が必要と認める図書を添えて、審査機関に提出しなければならない。

- 3 次の表の上欄に掲げる場合においては、省令第六十四条第一項又は第七十二条第一項に規定する申請書の正本及び副本に、これらの規定に規定する図書及び書類のほか、それぞれ同表の中欄に掲げる図書（法第四条第一項に規定する変更の認定を受けようとする場合は、変更に係る図書に限る。）その他知事が必要と認める図書を添えなければならない。

図書を添えるべき場合	図書の種類	明示すべき事項
畜舎等（特例畜舎等及び発酵槽等を除く。）の場合	条例で定める制限に適合することの確認書（別記第九号様式）	別記第九号様式に定める事項
畜舎等（特例畜舎等及び発酵槽等を除く。）の敷地が、災害危険区域内にある場合	災害危険区域内の畜舎等の制限に適合することを示した図書	畜舎等の敷地が災害危険区域内にあること及び条例第四条の規定に適合すること
畜舎等（特例畜舎等及び発酵槽等を除く。）の敷地が、高さ二メートルに近接する畜舎等の制	崖の断面図及び崖に近接する畜舎等の制	縮尺、崖の高さ、崖の勾配、崖の地質及び崖の上端から下端までの水平距離の

トルを超える崖の上若しくは下又は崖面にある場合	限に適合することを示した図書	中心線から畜舎等までの距離並びに条例第五条の規定に適合すること
畜舎等（特例畜舎等及び発酵槽等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合にあっては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える場合において、その敷地が道路に六メートル以上接するとき	敷地と道路の配置を示した図書	畜舎等の敷地が道路に六メートル以上接すること
自動車車庫の用途に供する畜舎等（特例畜舎等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合において、その敷地が道路に四メートル以上接するとき	敷地と道路の配置を示した図書	自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地が道路に四メートル以上接すること
自動車車庫（二輪車車庫を除く。以下この部において同じ。）の用途に供する畜舎等（特例畜舎等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるとき	敷地における自動車の出入口と道路の配置を示した図書	条例第八条の規定に適合すること
	自動車車庫の用途に供する畜舎等に設ける自動車の出入口と道路の配置を示した図書	条例第九条の規定に適合すること

（申請の取下げ）

**第七条** 法第三条第一項に規定する畜舎建築利用計画の認定、法第四条第一項に規定する畜舎建築

利用計画の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による仮使用の認定、法第十条第一項に規定する認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可、同条第二項に規定する法人の合併の認可、同条第三項に規定する法人の分割の認可、省令第四十八条第二項若しくは条例第六条ただし書若しくは第七条ただし書の規定による交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定又は条例第八条ただし書の規定による交通上及び安全上支障がないことの認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、別記第十号様式による取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(認定畜舎等の利用状況の報告をする期限)

**第八条** 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、認定畜舎等がしゅん工した年度の翌年度から起算して五年目ごとの各年の六月三十日とする。

(身分証明書)

**第九条** 法第十四条第四項の身分を示す証明書は、別記第十一号様式によるものとする。

(違反畜舎等の公告)

**第十条** 法第十五条第五項の規定による公告は、違反に係る畜舎等の所在地を所管する農林事務所の掲示場への掲示によって行う。

(認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出)

**第十一条** 法第十六条第二項第六号の申出をしようとする者は、別記第十二号様式による申出書を知事に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

### 附 則 (令和五年四月一日規則第三十三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定の申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

(依頼者)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

(代理人)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項・岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第6条ただし書・第7条ただし書の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格： ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
  - ①幅員：
  - ②敷地と接している部分の長さ：

(4) 工事施工地に接続する周囲の状況

公園 河川敷 その他 ( )

工事施工地の周囲の状況が分かる地図を添付すること。

(5) 敷地面積

①敷地面積：

②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条第1項に規定する畜舎等の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(6) 畜舎等の種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(7) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(8) 建築面積

①建築面積：(申請部分  $m^2$ ) (申請以外の部分  $m^2$ ) (合計  $m^2$ )

②建蔽率：

(9) 床面積：(申請部分  $m^2$ ) (申請以外の部分  $m^2$ ) (合計  $m^2$ )

(10) 申請に係る畜舎等の数：

(11) 工事着手予定年月日：

(12) 工事完了予定年月日：

(13) 備考

#### 4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

第2号様式（第4条関係）

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定通知書

認定番号 第            号  
認定年月日            年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項・岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第6条ただし書・第7条ただし書の規定による認定をしましたので通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
- 2 認定に係る畜舎等の種類：

第3号様式（第4条関係）

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの不認定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項・岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第6条ただし書・第7条ただし書の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

- 1 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。



第4号様式（第5条関係）

交通上及び安全上支障がないことの認定の申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

（依頼者）

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

（代理人）

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格： ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
  - ①幅員：
  - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 工事施工地に接続する周囲の状況
  - 公園 河川敷 その他 ( )

工事施工地の周囲の状況が分かる地図を添付すること。

(5) 敷地面積

①敷地面積：

②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条第1項に規定する畜舎等の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(6) 畜舎等の種類

飼養施設(の室)

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎(の室)

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

(7) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(8) 建築面積

①建築面積：(申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

②建蔽率：

(9) 床面積：(申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

(10) 申請に係る畜舎等の数：

(11) 工事着手予定年月日：

(12) 工事完了予定年月日：

(13) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

第5号様式（第5条関係）

## 交通上及び安全上支障がないことの認定通知書

認定番号 第            号  
認定年月日            年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上及び安全上支障がないことの認定については、岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定をしましたので通知します。

### 記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
- 2 認定に係る畜舎等の種類：

交通上及び安全上支障がないことの不認定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上及び安全上支障がないことの認定については、下記の理由により岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

- 1 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第7号様式（第6条関係）

畜舎建築利用計画の認定に係る技術的審査 確認証

新規/変更

（依頼者）

審査機関の長

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第4号の規定に適合していることを確認しました。

記

1 畜舎等の所在地

2 畜舎等の種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

3 畜舎等の構造

- A 構造畜舎等
- B 構造畜舎等
- 発酵槽等

4 適合することを確認した基準の区分

(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2章の技術基準

畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準

省令第3条-第4条関係（総則）

省令第5条関係（敷地）

省令第6条-第7条関係（構造強度総則）

省令第8条-第15条関係（構造計算等）

省令第16条-第18条関係（構造部材等）

省令第19条-第28条関係（防火構造等）

省令第29条関係（避難施設）

省令第30条-第33条関係（建築設備等）

省令第34条-第35条関係（災害危険区域等）

省令第36条-第43条関係（畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準）

省令第44条-第60条関係（都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準）

発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

省令第60条の2-第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）

(2) その他畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定

省令第69条（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定）

技術的審査依頼日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
建築等の工事着手予定日	年 月 日
確認証交付日	年 月 日
確認証交付番号	号
審査員氏名	

(注意) 工事種別において該当するもの(新規/変更)に○を付けてください。

第8号様式（第6条関係）

畜舎建築利用計画の認定に係る技術的審査 依頼書

新規/変更

年 月 日

審査機関の長 様

(依頼者)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

(代理者)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第6条第2項の規定により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第4号の規定に適合していることの確認について技術的審査を依頼します。

なお、この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

また、確認の上は、細則別記第7号様式による確認証を交付願います。

記

【適合することの確認を依頼する基準の区分】

(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2章の技術基準

畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準

省令第3条-第4条関係(総則)

省令第5条関係(敷地)

省令第6条-第7条関係(構造強度総則)

省令第8条-第15条関係(構造計算等)

省令第16条-第18条関係(構造部材等)

省令第19条-第28条関係(防火構造等)

省令第29条関係(避難施設)

省令第30条-第33条関係(建築設備等)

省令第34条-第35条関係(災害危険区域等)

省令第36条-第43条関係(畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準)

省令第44条-第60条関係（都市計画区域等における畜舎等(発酵槽等を除く。)の建蔽率及び高さ等に関する基準)

発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

省令第60条の2-第60条の3関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）

(2) その他畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定

省令第69条(畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定)

【認定申請予定日】

年 月 日

【建築等の工事着手予定日】

年 月 日

【畜舎等の所在地】

【畜舎等の種類】

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

【畜舎等の構造】 A 構造畜舎等 B 構造畜舎等 発酵槽等

※受付欄	※決裁欄
※確認証	年 月 日 第 号

名称又は氏名	
電話番号	( ) -
※ 確 認 証 交 付 欄	
受領年月日	年 月 日
受領者	名 称
	氏 名
連絡先 電話番号	

(注意) 工事種別において該当するもの(新規/変更)に○を付けてください。  
 依頼者が法人又は団体である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。  
 代理者が存在しない場合は、代理者の部分は空欄としてください。



第9号様式（第6条関係）

条例で定める制限に適合することの確認書

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（以下「条例」という。）で定める制限に適合することの確認

1 条例第4条 災害危険区域内の畜舎等の制限

(1) 畜舎等の敷地が災害危険区域（岐阜県建築基準条例（以下「建築基準条例」という。）

第4条第1項に規定する災害危険区域をいう。）内にある場合に

該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいい、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第4条第4号に規定する居室及び室を除く。以下同じ。）を有する畜舎等に

該当しない 該当する

(3) (2)に該当する場合は、建築基準条例第5条第2項の規定に

適合する 適合しない

2 条例第5条 崖に近接する畜舎等の制限

(1) 畜舎等の敷地が高さ2メートルを超える崖（建築基準条例第6条第1項に規定する崖をいう。以下同じ。）の上若しくは下又は崖面にある場合に

該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、居室を有する畜舎等に

該当しない 該当する

(3) (2)に該当する場合は、建築基準条例第6条第1項の規定に

適合する 適合しない

(4) 畜舎等の敷地が高さ2メートルを超える崖の上にある場合は、建築基準条例第6条第2項の規定に

適合する 適合しない

3 条例第6条 大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、床面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合にあっては、その床面積の合計）が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地に

該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第7条本文の規定に

適合する 適合しない

4 条例第7条 自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫の用途に供する畜舎等で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地に

該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第8条本文の規定に

適合する 適合しない

5 条例第8条 自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）の敷地に 該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第19条第1項本文の規定に 適合する 適合しない

(3) (1)に該当する場合は、建築基準条例第19条第2項本文の規定に 適合する 適合しない

6 条例第9条第1項 自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）の敷地に 該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第20条第1項の規定に 適合する 適合しない

7 条例第9条第2項 自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）で、自動車の昇降設備を設けるものに 該当しない 該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第20条第2項の規定に 適合する 適合しない

8 条例第10条 適用の除外

市町村が省令第34条、第35条及び第48条第3項の規定に基づき条例を定めてい  
るに 該当しない 該当する

## 取下げ届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

（依頼者）

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

（代理者）

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

### 記

1 申請の種類

- 法第3条第1項の認定
- 法第4条第1項の変更の認定
- 法第6条第2項ただし書の規定による認定
- 法第10条第1項の認可
- 法第10条第2項の認可
- 法第10条第3項の認可
- 省令第48条第2項の規定による認定
- 条例第6条ただし書の規定による認定
- 条例第7条ただし書の規定による認定
- 条例第8条ただし書の規定による認定

2 申請年月日：

3 取下げの理由：

4 備考：

## 表 面

第 号

### 身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

有効期限(1年) 年 月 日まで

岐阜県知事

印

## 裏 面

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第14条 略

2 略

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事場に立ち入り、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12号様式（第11条関係）

畜舎等の建築等又は利用の取りやめの申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

(依頼者)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

(代理者)

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第2項第6号の申出をします。

畜舎等の所在地	
認定年月日	年 月 日
認定番号	号
取りやめの理由	